

# 東京都安全・安心まちづくり有識者会議 報告書

安全・安心な繁華街の形成に向けて -

平成21年2月

東京都安全・安心まちづくり有識者会議

# 東京都安全・安心まちづくり有識者会議

座長	小出 治	東京大学教授
委員	小田 啓二	日本ガーディアン・エンジェルズ理事長
	小宮 信夫	立正大学教授
	中山 弘子	新宿区長
	前田 雅英	首都大学東京教授
	茂木 洋	東京商工会議所常務理事

(50音順)

## 【 審議経過 】

第1回会議	平成20年9月24日
第2回会議	平成20年12月2日
第3回会議	平成20年12月22日
第4回会議	平成21年1月20日

# 目 次

はじめに

1	安全・安心な繁華街の形成	1
2	繁華街の定義	1
3	繁華街の現状	1
4	防犯対策の基本的な考え方	2
5	防犯対策の担い手	3
6	防犯対策を推進する組織	3
7	関係者に求められる取組	5
8	犯罪の防止に配慮した環境整備	8
9	今後検討すべき課題	9
10	安全・安心まちづくり条例の改正	9

## 【 参考資料 】

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

はじめに

米国発の金融危機を契機とした世界同時不況の影響等により、国内の景気や雇用環境などが悪化する中で、社会情勢がますます不安定化、不透明化し、犯罪の増加が懸念される。

都はこれまで「治安の維持こそ最大の都民福祉」との認識に立ち、平成15年8月、知事本部内に「緊急治安対策本部」を設置し、「安全・安心まちづくりの推進」等を重点とする取組を開始した。この間、子どもの安全確保、地域防犯モデル事業、外国人不法就労対策、振り込め詐欺対策等、都、区市町村、警察、事業者、都民が一体となり、安全で安心できるまちづくり、犯罪が起こりにくいまちづくりを進めてきた。

また、新宿歌舞伎町地区、池袋地区、六本木地区、渋谷地区等において、違法風俗店、ピンクビラ、違法看板、落書き等盛り場が抱える諸問題に対して、関係区及び警察等と共同して対策を進めてきた。こうした対策の結果、東京においては、平成15年から6年連続して刑法犯の認知件数が減少し、東京の治安は回復傾向を示してきた。

しかし、昨年6月に秋葉原、7月には八王子等、都内で無差別殺傷事件が相次ぐ中、多くの人が集い、憩う繁華街における安全・安心について、都民の信頼が大きく揺らいできている。

こうした状況を受け、昨年9月、繁華街を、昼夜を問わず安全で安心なまちとし、活性化する方策を検討するため、各界の専門家の参加を得て、「東京都安全・安心まちづくり有識者会議」が設置され、4回にわたり、積極的な議論を重ねてきた。その結果、以下の基本的な考え方をもとに本報告書を取りまとめるに至った。

安全・安心な繁華街を形成しながら、街の活性化を図っていくためには、行政や警察による安全・安心の確保を基本にしつつも、事業者、地域住民、ボランティアによる自主的、継続的な取組が重要であり、そのための推進体制を整備することが必要である。

繁華街を訪れる者に対しても、安全・安心な繁華街の形成のために必要な協力を求めていくことが必要である。

多様な関係者の力を結集しつつ効果的な取組を推進していくためには、その礎となる条例上の根拠が必要である。

今後は、本報告書の趣旨を踏まえて、関係者により早急かつ積極的に取組が進められることを期待する。

平成21年2月

東京都安全・安心まちづくり有識者会議  
座長 小出 治

## 1 安全・安心な繁華街の形成

- 昨年6月に秋葉原、7月に八王子等都内で相次いで発生した無差別殺傷事件は大きな社会問題となり、繁華街における安全・安心に対する人々の信頼を揺るがした。
- これまで、東京都(以下「都」という。)、区市町村、警視庁等の連携のもと、歌舞伎町、池袋、六本木、渋谷等における盛り場対策、警察署や区市町村によるパトロールの実施及び防犯ボランティアに対する各種支援、安全・安心まちづくりに関する普及啓発等を進めてきた。
- 一方、行政や警察による対策に頼るだけでなく、事業者や地域住民等による自主的な取組が活発になってきている。
- 繁華街を犯罪が起こりにくい街とし、昼夜を問わず多くの人々が安心して集い、憩うことができる場所とするためには、都、区市町村、警視庁がこうした自主的な取組を支援しつつ、事業者や地域住民等と連携して取り組んでいくことが求められる。

## 2 繁華街の定義

- 都内には、新宿、池袋、渋谷等多くの繁華街があるが、法律上、繁華街について明確な定義はない。
- そこで、本会議においては、秋葉原、八王子等で発生した無差別殺傷事件を踏まえ、鉄道の駅周辺や都市の中心部等において「飲食店、小売店舗その他の店舗が相当数集積する区域」を「繁華街」として概括的に定義することとした。

## 3 繁華街の現状

- 繁華街には、飲食やショッピング等を目的に、多くの来訪者がある。また、昼夜、平日・休日によって、営業している店舗等の種類や数、また訪れる人々の年齢も大きく異なる。さらに、観光やビジネス等を目的に、外国からも多くの人々が訪れる。
- 繁華街において店舗、駐車場、その他の施設又は土地を所有しているが、繁華街における地域の取組に直接関与していない者(以下「不在ビルオーナー」という。)や、商店街振興組合等の地域の団体に加盟していない事業者も少なくない。また、事業者の入れ替わりが頻繁にあるなど、地域ぐるみの取組が困難な地域である。

- 繁華街は、不特定多数の人が集まることにより「匿名性」が高く、死角となる場所も多いなど、犯罪が起こりやすい場所といえる。また、ゴミや落書き、放置自転車、違法看板等が多い所では、犯罪企図者の心理的ハードルが低くなっている。
- 繁華街は、暴力団にとって格好の資金獲得場所であり、巧妙な手口により合法的な経済活動を装う外、依然としてみかじめ料等の徴収による資金獲得活動が繰り返されている。
- 繁華街には、飲食店等が多数集積しており働く場所が多いため、来日外国人による不法就労が行われやすい。

#### 4 防犯対策の基本的な考え方

- 繁華街における安全・安心の確保は、行政や警察の基本的な責務であるが、事業者や地域住民、ボランティアが自主的な取組を推進することで、より安全・安心な繁華街を形成することができる。
- 安全・安心な繁華街を形成するためには、犯罪に強いコミュニティの形成と、繁華街を犯罪が起こりにくい構造にするというソフト、ハードの両面からの対策を講じることが重要である。
- ソフト面では、繁華街における事業者や地域住民が、安全・安心な繁華街の形成を自らの課題としてとらえて、「割れ窓理論」の考え方に基づいた犯罪抑止活動<sup>1</sup>を行う必要がある。
- ハード面では、都、区市町村、事業者、地域住民等が、連携して、「防犯環境設計」<sup>2</sup>の考え方にに基づき、環境の整備や防犯機器の整備を進める必要がある。
- 防犯対策を講じていく場合には、次の点にも留意する必要がある。
  - ① 防犯対策は、繁華街の価値の向上、街の活性化につながるとともに、繁華街が有する個性や魅力を高めるものであること
  - ② 防災対策や福祉のまちづくり、環境対策、活性化対策等まちづくり全般を視野において対策を検討すること。また、都市の再開発においては、都市設計段階から防犯に配慮するとともに、適正な土地利用の誘導を通じ、犯罪に強いまちづくりを進めること。

<sup>1</sup> 「割れ窓理論」は、落書きやゴミの不法投棄等の秩序違反行為の放置は、地域がその場所に無関心であることの象徴であり、犯罪が誘発されやすくなるとする理論であり、犯罪を抑止するためには、こうした無秩序の状況を見逃さずに早期に対応し、秩序感を維持することが重要である。

<sup>2</sup> 「防犯環境設計」とは、見通しの確保、防犯灯の設置や錠・窓ガラスの強化等、犯罪の予防に配慮した道路や建物の物理的環境の設計のことである。

- ③ 事件、事故等緊急時の安全確保対策にも配慮すること
- ④ 外国から観光やビジネス等で訪れる人々も含めた来訪者の安全・安心にも配慮すること。

## 5 防犯対策の担い手

- 繁華街における安全・安心を継続的かつ効果的に確保するためには、行政や警察に加えて、事業者や地域住民、ボランティアが積極的に防犯対策に取り組むことが重要である。その際、繁華街で鉄道、バス、タクシーを運行する交通事業者の参画や不在ビルオーナーの協力も必要である。
- なお、本報告書では、繁華街において店舗、駐車場その他の施設若しくは土地を所有し若しくは管理する者又は事業を営む者を「事業者」とする。
- 地域放送局等のいわゆるローカルメディアは、繁華街における事業者、地域住民、ボランティア、来訪者に対する防犯情報等の提供に重要な役割を担っている。
- 大学、専門学校等教育機関は、地域社会の一員としての参加、協力が求められる。
- 繁華街を訪れる来訪者も協力が求められる。

## 6 防犯対策を推進する組織

### (1) 繁華街の防犯対策を推進する協議会の設置

- 繁華街の防犯対策を推進するために、繁華街の事業者、地域住民、ボランティア、区市町村、管轄警察署その他関係行政機関等から構成された協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。
- 既に繁華街の防犯対策に関する協議会がある場合には、その協議会を活用することが考えられる。そうした協議会ではなく、区市町村全体の安全・安心まちづくりに関する協議会がある場合には、その下部組織として設置することも考えられる。

## (2) 推進協議会の役割

- 推進協議会は、繁華街の昼夜、平日・休日による状況の変化等繁華街の実情を考慮し、対策の対象とする繁華街の区域を定めるとともに、行動目標及び具体的な活動計画を策定の上、各種活動を実施する。
- 活動計画には、繁華街の地域特性を考慮し、次のような事項を規定する。
  - ① 自主防犯パトロールの実施及び必要な資器材の整備に関すること
  - ② 安全・安心な繁華街の形成に資する研修会その他のイベントの計画及び開催に関すること
  - ③ 犯罪の防止に配慮した環境整備に関すること
  - ④ ゴミ・タバコのポイ捨て、歩行喫煙の禁止等のルールやマナーの遵守に係る啓発活動に関すること
  - ⑤ 放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に関すること
  - ⑥ 街頭や歩行者天国において、大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為の防止に係る啓発活動に関すること
  - ⑦ 外国人の不法就労防止に係る啓発活動に関すること
  - ⑧ 人に不安感や嫌悪感を抱かせるような客引き行為や客待ち行為等の自粛に係る啓発活動に関すること
  - ⑨ みかじめ料等の不払い運動、暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に関すること
  - ⑩ 事件、事故発生時における対応マニュアルの作成及び訓練並びに必要な装置、器具に関すること

## (3) 推進協議会運営のあり方

- 推進協議会は、事業者及び地域住民が主体的に運営していくことが望ましい。そのためには、推進協議会の中心となって安全・安心な繁華街の形成に取り組んでいく人材の養成と確保が重要である。
- 地域のイベント等を通じて、事業者や地域住民、来訪者が交流する機会を確保し、より多くの事業者、地域住民、来訪者を安全・安心な繁華街づくりの活動に取り込んでいくことが大切である。
- 地域や行政と協力して清掃活動や分煙化の推進等、積極的な社会貢献活動を行っているたばこ会社や飲料水メーカー等との連携を図ることも有効である。  
(※事例紹介)
- 推進協議会を将来的に発展させていく手法として、自治体、警察、消防等が地域の機関・組織と連携して、地域の犯罪及び秩序違反等に取り組んでいるイ



ギリスの「犯罪減少パートナーシップ」のような多機関連携パートナーシップ等について、研究が進められるべきである。

### 【事例紹介】 事業者による社会貢献活動

たばこ会社では、自治体と協働して鉄道駅に喫煙スペースを設置することで、歩行喫煙やタバコのポイ捨て防止に協力している。

また、飲料水メーカーでは、一部の地域で自動販売機の電光表示機能を使った防犯情報の発信、ルートカーが不審な状況を発見した場合の警察への通報などを行っているところもある。

## 7 関係者に求められる取組

### (1) 都

- 国や関係行政機関、事業者、大学、専門学校等教育機関等の連携・協力を促進する。
- 都内における繁華街の代表者が相互に情報交換又は意見交換する場を設ける。
- 安全・安心な繁華街の形成に関する事例の調査研究、区市町村や都民、事業者、ボランティア等に対する情報提供、安全・安心な繁華街づくりの先導役となる人材育成を行う。
- 防犯まちづくりや都市計画等に関する知識又は経験を有するアドバイザーの派遣等、区市町村や推進協議会に対する技術的支援を行う。
- 推進協議会の定める活動計画に基づいて行う事業について、区市町村及び警視庁と連携して、支援を行う。
- 優れた取組を行っている個人や団体に対する表彰制度を創設する。

### (2) 区市町村

- 管轄警察署と連携して、推進協議会の設立や運営を支援する。
- 事業者や地域住民、ボランティア等に対して防犯に関する講話や教室等を随時開催し、防犯意識の向上や人材の育成に努める。
- 事業者や地域住民が行う防犯カメラ等の防犯設備を整備する際に必要な支援を行う。

- 推進協議会が計画する自主防犯パトロールやゴミ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルールやマナーの遵守に係る啓発活動、放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動を効果的かつ継続的に実施できるよう支援する。
- 青色回転灯を装備した自動車によるパトロール活動に努める。
- 事業者や地域住民、来訪者に犯罪発生状況等の防犯情報を提供する。
- みかじめ料等の不払い運動、暴力団追放キャンペーン等環境浄化活動について積極的に取り組む。
- 事業者に対し、外国人の不法就労防止に係る啓発活動に努める。

### (3) 警視庁

- パトロール等の街頭活動は、制服警察官により計画的・継続的に行い、制服を見せることによる犯罪抑止活動を積極的に行う。
- 来訪者に対し、緊急通報装置や交番等の所在地の周知に努めるとともに、安全・安心に係る情報の積極的な発信に努める。
- 事業者や地域住民に対し、防犯に関する情報を提供するとともに、自主防犯パトロール活動の指導等を行うなど、ボランティア団体の結成及び活動の支援を積極的に行う。
- 景観や街並みを阻害するネオン、看板等の掲出や、深夜における呼び込みや広告を目的とした騒音を自粛する活動等について、事業者や地域住民及びボランティアの支援に努める。
- 警察官OBがそれまでの経験を安全・安心まちづくりに活かすことができるよう、積極的な支援を行う。
- 事業者や地域住民に対し、外国人の不法就労防止に係る啓発活動に努めるとともに、事業者や地域住民が所有又は管理する賃貸・分譲物件が犯罪や犯罪者の温床にならないように、賃貸契約・売買契約に排除条項を導入するよう働きかける。
- 暴力団を始めとする犯罪組織等の排除、犯罪の温床となる要因の排除活動を推進するため、区市町村と連携の上、事業者や地域住民に対し、積極的に各種キャンペーン等の啓発活動に努める。

### (4) 事業者

- 防犯カメラの設置等により店舗等における防犯性を高め、来店者の安全確保に努める。
- 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識の習得に努めるとともに、従業員に対して防犯教育

を実施する。

- 推進協議会が計画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコ等のポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。
- 推進協議会が計画する「犯罪の防止に配慮した環境整備」に協力する。
- 外国人を雇用する場合は、旅券等により確実に身分及び在留資格を確認するなど、不法就労を防止する。
- 人に不安感や嫌悪感を抱かせるような客引き行為、客待ち行為等を自粛する。
- 賃貸・売買契約、各種取引関係書類に暴力団、違法風俗営業等の排除条項を導入する。
- みかじめ料等の不払い運動、暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に積極的に参加、協力する。

#### (5) 大学、専門学校等教育機関

- 地域社会の一員として、人材面等において参加、協力する。

#### (6) 地域住民

- 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識の習得に努めるとともに、一人ひとりが防犯意識の向上に努める。
- 推進協議会が計画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコ等のポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。
- 推進協議会が計画する「犯罪の防止に配慮した環境整備」に協力する。
- 暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に参加、協力する。

#### (7) ボランティア

- 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識の習得に努める。
- 独自の活動に加えて、推進協議会が計画する自主防犯パトロールやゴミ・タバコ等のポイ捨て・歩行喫煙の禁止等ルールやマナーの遵守に係る啓発活動、放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去

等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。

(8) 来訪者

- 繁華街の特性や実情を理解し、自らの安全確保に努める
- 推進協議会が行う事業について理解するとともに、繁華街における良好な環境の創出のため、ゴミ・タバコのポイ捨て、歩行喫煙の禁止等のルールやマナーを遵守する。
- 街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為を慎む。

8 犯罪の防止に配慮した環境整備

- 繁華街の区域に所在する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場については、都が既に定めている「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針」に示す構造・設備を整備することが必要である。
- 繁華街においては、既存の指針を満たすだけでなく、次のような構造・設備等を整備することが求められる。
  - ① 照度に周囲との極端な明暗が生じないよう街路灯等が整備されていること
  - ② 防犯カメラ及び警報ベル、ブザー等の防犯設備が設置されていること
  - ③ 空き地や空き店舗、建物の間など死角になる空間について、柵の設置又は出入口の施錠等により、侵入を防止する措置が取られていること
  - ④ 防犯に関する情報発信や注意喚起等を行うことができる放送設備や電子掲示板等が整備されていること
  - ⑤ 歩行者天国が行われる道路については、自動車の侵入防止策が講じられていること

## 9 今後検討すべき課題

- 事業者及び地域住民が推進協議会を主体的に運営し、効果的かつ継続的に対策を推進していくためには、推進協議会の核となる人材を養成・確保していくことが重要である。
- 推進協議会が事業を行っていくためには、財源の確保が重要な課題である。例えば、ニューヨーク市のタイムズスクウェアで導入されている、市が地区内の不動産所有者から賦課金を徴収し、それを事業資金にして、その地区の活性化を図るといふ BID (Business Improvement District: ビジネス再開発地区) について、今後、研究が進められるべきである。

## 10 安全・安心まちづくり条例の改正

### (1) 条例上の規定の必要性

- 繁華街において昼夜を問わず都民の安全・安心を確保していくことは行政や警察の基本的責務であるが、行政や警察による対策に加えて事業者、地域住民、ボランティア、交通事業者、大学、専門学校等の教育機関、来訪者を巻き込んだ継続的な対策を講じることが不可欠である。
- こうした多様な関係者の力を結集しつつ、都、警視庁、区市町村と連携した取組を推進していくためには、礎となるべき条例上の根拠が必要である。

### (2) 条例の規定に盛り込むべき事項

- 安全・安心な繁華街の形成のためには、繁華街における事業者、地域住民の主体的な取組が必要であり、そうした活動を行政・警察が支援する必要がある。  
そのため、
  - ① 事業者、地域住民及びボランティアの主体的な取組が求められること。
  - ② そうした取組を支援するため、都、警視庁の責務を明らかにすること。などを盛り込んだものであることが望ましい。

## 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、東京都安全・安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）第15条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めることにより、防犯性の高い道路等の環境整備を促進することを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項を示すものである。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等を選定の上、整備を図るよう努めるものとする。
- (4) この指針は、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 配慮すべき事項等

#### 1 道路

- (1) 可能な限り、ガードレール、歩道さく、植栽等により歩道と車道とが分離されたものであること。
- (2) 見通しを確保するための措置がとられていること。
- (3) 街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）が確保されていること。
- (4) 地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路においては、緊急通報装置（注2）等が設置されていること。
- (5) 通学、通園等の用に供されている道路の周辺においては、緊急通報装置、防犯ベル等が設置されていること。

## 2 公園

- (1) 植栽については、園路に死角をつくらないように配置し、下枝のせん定等の見通しを確保するための措置がとられていること。
- (2) 遊具については、周辺から見通すことができる配置になっていること。
- (3) 公園内に緊急通報装置等が設置されていること。
- (4) 園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (5) 公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。
  - ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
  - イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。

## 3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが管理されていること。
- (5) 地下又は屋内の駐車場については駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

## 4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (4) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置が講じられていること。
- (5) 駐車用の供する部分の床面において、3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。

(注1) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。))がおおむね3ルクス以上)をいう。

(注2) 「緊急通報装置」とは、緊急通報付防犯灯システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね50ルクス以上)をいう。